

1. データの保護に新たな枠組み

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会の「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案）」は、企業活動の中で近年、大きなウエートを占めつつあるデータのうち、従来の不正競争防止法が営業秘密として保護していたものと、著作権法で創作性等を要件に著作物として保護していたものとはさまにあって、必ずしも法的な保護が十分とは言えなかった種類のデータについて、一定の要件下で新たな保護の枠組みを設けようとしており、一定の評価ができる。とりわけ、悪質性が高いデータの不正取引を不正競争防止法に基づく「不正競争行為」と位置づけ、損害賠償額の推定のほか、民法に基づく不法行為では認められないとされている差止請求権を設ける方向性を打ち出したことは、データの保護策を拡充するもので、意義があると考えられる。

新聞・通信社などの報道機関は、過去の膨大な新聞記事や写真を編集し、検索可能なものとして工夫を加え、記事データベースとして提供している。また、報道機関は、その実施する各種世論調査結果を集計する際、元データを保有しており、こうしたデータも利活用することが考えられる。これらのデータベースやデータは、個々のデータとしては著作物として保護されないものも含むが、極めて利用価値の高いデータだ。こうしたデータベースやデータは著作物性の有無や有償無償等を問わず、中間報告書案にある①IDやパスワード等による技術的管理性 ②限定的な外部提供性 ③有用性——の3要件を満たす限り保護されるという方向性を評価したい。

なお、報道機関のニュースサイトに掲載される速報ニュースをはじめとする記事、写真などのコンテンツも、記事データベースの一部を構成していくものであり、上記3要件を満たせば保護対象に入ると考えられる。「保護客体となるデータの要件」で、「提供する相手を特定・限定することなく広く提供されているデータと『同一』のデータは、保護の対象外とすべき」とされていること等との関係で、記事データベースや個別記事等の保護が不当に狭まることのないよう、今後策定されるガイドラインで明確化を図るべきだ。

2. 「権原のある者C」によるコンテンツの図利加害目的での提供について

中間報告案の「新たに不正競争行為とする範囲」図において、報道機関のデータベースや会員制のニュースサイト等に会員登録してアクセスしている者は「権原のある者C」（登録会員）に該当する。報道機関は、登録会員には利用規約に同意してもらい、その中で目的外使用の禁止や第三者提供の禁止などの条件を課している。しかし、登録会員の中には報酬を得る目的で利用規約の条件に反し、データベースやニュースサイトに掲載されているデータを自身や第三者のサイトに転載する者が存在する可能性がある。

蓄積された膨大な記事や写真は、報道機関が多大な労力とコストをかけて制作したもの

であり、利用規約によって保護を図っている。膨大なデータが瞬時かつ容易に拡散してしまう現状等を踏まえると、報酬を得る目的で外部に転用する行為は報道機関に甚大な悪影響を与える。

このような登録会員の行為を図利加害目的があるものとして「不正競争行為」と位置づけた点は評価できる。

3. 「転得者D」の不正競争行為の評価について

一方、権原のある者Cからの情報転得者Dの行為の評価についてはなお課題が残る。図利加害目的で提供されたデータを転得者が「不正な経緯を知って」取得した場合は不正利用行為となるが、小委員会の議論の過程で、「不正を知らないことに重過失がある場合」については不正競争行為の対象から外された。

確かに、取引の安全性を確保し、データ取引が萎縮しないよう配慮することは必要だ。しかし、転得者に悪意と同視できるような事情があった場合まで「不正競争行為」の対象外としたのは、保護対象データを産みだしている事業者の保護との点でバランスを失しているのではないか。

不正な経緯を知っていた（悪意）かどうかを立証することには困難が伴う。悪意とまでは明確には認定できない場合がすべて容認されてしまうならば、転得者による言い逃れの余地を広げることになりかねず、実効性には疑問が残る。重過失を「不正競争行為」に含めるべきかどうかについては、引き続き議論を求めたい。

4. 小括

「Connected Industries」の実現に向け、企業が安心してデータの提供や利用ができる環境の整備が今回の検討の狙いだ。その前提となるのは、データの適切な保護と流通であり、新聞・通信社などの報道機関をはじめとするデータ提供者の「犠牲」のうえに、許容外の情報が拡散、利用されることがあってはならない。データの単なる出し手と受け手だけでなく、それらが取引される場（プラットフォーム）のあり方も含め、今後、データ提供者の意見に耳を傾け、保護策を充実させてもらいたい。

報道機関は、会員制のものを含む各社のウェブサイトなどに掲載された記事や写真が「ニュースまとめサイト」や個人ブログなどに無断転載され、拡散されるという深刻な問題に直面している。

報道機関の記事や写真は、多大な労力とコストを投入して取材、執筆した有用なデータだといえるが、それらを無断転載した「ニュースまとめサイト」は多くの閲覧者を集め、広告等の収益をあげている。このような有用なデータへの「タダ乗り」行為である無断転載に、報道機関は強い懸念を持っている。今後、報道機関の記事データベースやその他の各種調査データ等の無断転載が放置されてはならない。そのようなプラットフォームのあり方についての対応策が、特に重要だと考えられることを最後に付け加えておきたい。

以上